

## 地方の中核となる中堅・中小企業への支援パッケージ

平成 26 年 12 月 25 日

### 一、総論

地方の雇用創出に大きな役割を果たす中堅・中小企業には、地域経済の担い手として中核的な役割が期待されます（別紙 1 参照）。

地方にあってもグローバル化は不可避のトレンドであり、同時に、中堅・中小企業の発展のために挑むべき方向と言えます。かつてないペースで世界の人口が増え、新興国や途上国が急速な成長を遂げており、ヒト・カネ・モノ・情報の流れが未曾有の広さと速さで世界的に及んでいます。製造業だけではなく、農林水産業や金融などサービス業を含めて、地方の中堅・中小企業が、こうしたトレンドを受けて、より大きな市場に積極的に働き掛けることを応援していきます。

このような背景のもと、政府として、地方の中核となる中堅・中小企業がグローバル市場を目指した戦略を実現しやすい環境を整備すべく、包括的な支援パッケージを打ち出していくこととしました。

※ ここでは、常用従業員数で 100 人以上、1,000 人未満程度の企業を「中堅企業」として位置づけることとします。この他、従業員が 100 人未満であっても、国際舞台に打って出る意志と実力のある中小企業も、以下の支援パッケージの対象です。

### 二、具体的支援策

地方の雇用創出に重要な役割が期待される中堅・中小企業に対して、人材の確保・育成から、製品開発・生産、活躍舞台の国際化まで、省庁が連携して、一貫した政策パッケージで取り組んでいきます。（別紙 2 参照）

#### 1. 活躍舞台の国際化

##### (1) 海外展開の支援

- ・自ら直接、海外販路を開拓して「グローバルニッチトップ企業（GNT 企業）」を目指す企業の製品・商品やニーズに合わせて、海外ビジネス経験が豊富な民間出身の専門家をジェットロが派遣し、海外輸出の戦略作りから成約に至るまでの、一貫した支援を提供します。（経済産業省）
- ・海外展開の潜在力と意欲を持つ企業に対し、ジェットロの国内事務所がワンストップの窓口となって、自治体、公的支援機関、商工会議所、金融機関などの支援機関が切れ目のない支援を行う「海外展開一貫支援ファストパス制度」を各地域で展開していきます。例えば、海外市場の労務・法務・税務の問題について中堅・中小企業や金融機関などから連絡を受けた場合には、ジェットロや他の公的支援機関を通じて、専門家のハンズオン支援や弁護士の紹介などのサポートを提供します。（経済産業省ほか）

- ・海外の見本市や展示会において、ジェトロが「ジャパン・パビリオン」を設置し、中堅・中小企業の参加のために出展ブースの確保、展示企画・運営、出品物の通関規制に関する情報提供、広報などを実施します。とりわけ、農産品と加工品を効果的に組み合わせた展示企画を行い、日本の食文化と食産業を一体的に海外展開します。(経済産業省、農林水産省)
- ・海外の見本市や展示会において、各省庁や政府系機関が使用する「ジャパンマーク」を統一することにより、ジャパンブランドの訴求力を強め、地方の中堅・中小企業の「日本企業」としてのブランド価値を、より活かしやすくしていきます。(内閣官房知財事務局ほか)
- ・内閣総理大臣や閣僚の外国訪問時に経済人や大学関係者を同行する際には、地方の中堅・中小企業や自治体関係者を同行者に含め、日本の地方の海外発信を強化していきます。(政府全体)

## (2) 外国企業による地方への投資促進

- ・投資誘致に求められる知識やノウハウ、ネットワークを有する対内直投促進のスペシャリストを公募の上、ジェトロが国内外に配置し、有望な外国企業を発掘、誘致します。(経済産業省)

## 2. 製品の開発・生産力アップ

### (1) 地域の中堅・中小企業と研究機関等の連携

- ・地域の中堅・中小企業等が自社と外部の技術を組み合わせて革新的な製品やビジネスモデルの開発につなげる「オープンイノベーション」の取組を支援します。具体的には、優れた技術シーズを有する中堅・中小企業等が産業技術総合研究所など「橋渡し」機能を持つ研究機関と共同研究を行う場合に、NEDOを通じた補助を行います。(経済産業省)
- ・各地の公設試験研究機関と産業技術総合研究所のつくばセンター、全国8箇所の地域センターとの連携体制を整備し、地域の中堅・中小企業の研究開発を支援します。これにより、中堅・中小企業が先端技術活用による製品やプロセスの革新等を実現する仕組みを構築します。(経済産業省)
- ・地域戦略分野ごとの専門の技術コーディネーターを公募・配置の上、中堅・中小企業に対してアドバイスを行うほか、各地の公設試験研究機関や関連企業との共同開発などに向けた仲介役を務めていきます。(経済産業省)

### (2) 中小企業基盤整備機構ファンドの投資先拡大

- ・健康・医療分野をはじめ、環境・エネルギーなどの成長分野全般において、中堅企業による事業拡大を支援するため、中小企業基盤整備機構の成長支援ファンドによる出資をより受けやすくします。具体的には、中

堅企業への原則 2 / 5 を中小企業向け出資と見なし、機構出資比率の 1.4 倍以上までの出資を可能とします。(中小企業庁)

(3) 中堅・中小企業のための知的財産に関する支援の強化

- ・ 中小企業等が経営の中で抱えているアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を専門家がワンストップで受け付ける全国 47 都道府県の「知財総合支援窓口」を、質の高い支援人材や弁理士・弁護士など専門家の活用を通じて、強化していきます。(内閣官房知財事務局、経済産業省)
- ・ 工業所有権情報・研修館において、権利化や秘匿化などの知財戦略や営業秘密管理について、中堅・中小企業への相談対応やHP・セミナー等を通じた普及啓発活動を行います。(内閣官房知財事務局、経済産業省)

3. 人材の確保・育成

(1) 教育機関における国際人材の養成

- ・ 地方の中堅・中小企業が海外展開を進めるために必要なグローバル人材育成策の一環として、実践的な英語教育に取り組む大学や大学院に対し、「スーパーグローバル大学創成支援」事業などによりインセンティブを付与し、国際化を徹底して進める大学や大学院を重点的に支援します。その際、英語による講義の必修科目化を促します。採択校における取り組みを把握し、採択校以外にも広く周知していきます。(文部科学省)
- ・ JETプログラムによる外国語指導助手 (ALT) の活用を促進し、小学校・中学校・高校レベルでの実践的な英語教育を強化していきます。(文部科学省ほか)
- ・ 企業、大学、国際機関等と高校が連携し、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育てる「スーパーグローバルハイスクール」事業を行う高校を増加します。(文部科学省)
- ・ 大学や大学院と産業界との協働による専門的な人材育成を行う職業教育プログラムの開発など、地域が一体となった人材育成の取り組みを支援します。また、中堅・中小企業の社員による参加に向けて、雇用関係助成金等(キャリア形成促進助成金、教育訓練給付制度)の活用を促進します。(文部科学省、経済産業省、厚生労働省)
- ・ 地域の中堅・中小企業の重要な人材供給源である専門高校(工業高校、商業高校等)における実践的な教育課程の開発を進めていくため、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」を指定し、先進的かつ実践的な教育課程の研究を進めます。(文部科学省)

(2) インターンシップの充実

- ・ 学生がインターンシップ経験を通じて地方の中堅・中小企業で働くこと

の魅力を見出す機会を提供するため、大学が実施する入学直後などの長期学外学習プログラムを通じたインターンシップの単位化を進めます。また、複数の大学と地域の経済団体などで構成される「地域インターンシップ推進組織」を通じて、中堅・中小企業におけるインターンシップ受入れ先の拡大に取り組みます。(文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省)

- ・長期インターンシップなど実践的な教育手法を大学などにおいて開発し、地域の中堅・中小企業が求める人材を効果的に輩出する職業教育システムを構築します。(文部科学省)
- ・ハイテク分野での海外インターンシップの試行的な取り組みとして、ITやバイオテクノロジーの分野で実績のある米国マサチューセッツ州の大学院や公設ラボに学生や関西地域の中堅・中小企業の後継者などを派遣するプログラムを実施します。(文部科学省、経済産業省、外務省)

### (3) 雇用関係助成金の拡充

- ・雇用保険制度に基づく雇用関係助成金のうち、中小企業労働環境向上助成金、キャリア形成促進助成金の「若年人材育成コース」などについて、支給対象を中小企業以外にも拡大し、中堅企業も助成を受けられるよう措置します。具体的には、中堅企業における雇用管理制度の導入と適切な運用、若年労働者を対象とした訓練実施などを支援します。(厚生労働省)

### (4) 中小企業の事業承継

- ・経営者の高齢化による後継者不足を受け、中小企業などの事業承継支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国に順次、設置していきます。同センターの全国展開の動きに合わせて、地方の活性化と雇用の場の確保のために、以下のとおり、同センターと地域金融機関との連携を強化します。
  - － 金融機関が実施する全国会合などの場を活用し、「事業引継ぎ支援センター」の事業のPR、登録民間支援機関への登録依頼、地域金融機関の連絡会への参加要請、情報提供の呼びかけなどを行います。(中小企業庁、金融庁)
  - － すでに金融機関との連携を実施している事業引継ぎ支援センターにおける情報の適切な取扱いの確保などの取り組みを金融機関に対して幅広く周知することなどを通じ、金融機関が参加しやすい環境を整備します。(中小企業庁、金融庁)
  - － 「事業引継ぎ支援センター」が実施したM&Aの好事例を金融機関に広めます。(中小企業庁、金融庁)
  - － 事業承継など取引先が抱える様々な経営課題について、金融機関が

コンサルティング機能を発揮し、必要な助言を行うよう促します。  
(金融庁)

- ・経営者が引退する場合には、これまでの雇用や技術などの引継ぎ主体を確保することが必要です。そこで、中小企業基盤整備機構がファンドを通じた出資を行うにあたって、引継ぎ企業が中堅企業である場合には、出資の一定比率を中小企業向けと見なす特例を整備し、出資対象の拡大を図ります。(中小企業庁)

#### (5) 外国人材の受入れ

- ・海外子会社などの従業員を新製品開発など特定の専門技術を修得させるため、短期間転勤の上、国内で生産活動に従事させる外国人受入れ制度につき、製造業について年度内に具体的な新制度の設計を行います。(法務省、経済産業省)
- ・中堅企業の海外展開支援に大きな役割が期待される金融業・IT産業については、いわゆる「高度人材ポイント制」の見直しにより外国人受け入れの余地が拡大していることから、今後も適切に運用していきます。また、国内外で需要が高まることが見込まれる分野について、技能実習制度において、制度趣旨を踏まえつつ対象職種を追加するなど、外国人材の活用を進めていきます。(法務省、厚生労働省、金融庁、経済産業省ほか)

### 4. 農林水産・食品分野の取り組み(農林水産省)

#### (1) 農林水産物・食品の輸出促進

- ・輸出に取り組む事業者への支援として、コメ、牛肉、茶をはじめとする品目別輸出団体を設立し、ジャパン・ブランドの売り込みに向けた取り組みを支援します。
- ・ジェトロの輸出相談窓口機能を強化します。また、海外の百貨店・スーパーなどに日本産農林水産物・食品のインスタショップを設置し、試験販売を通じて、マーケティングやプロモーションを行います。
- ・EU、北米、アジアに対し、日本の有機JASと相手国の有機制度の同等性認定により、有機農産物の輸出を促進します。
- ・家具を含む木材製品の輸出を促進するため、海外でのモデル建築における日本産木材の利用・展示などを行う取り組みを支援します。
- ・水産加工施設のEU向けHACCP認定を加速化し、水産物の輸出を支援します。
- ・動植物検疫にかかる輸出検疫の利便性向上のため、農産物については、

産地などにおける出張検査を実施し、畜産物については、港湾区域以外での輸出検査を実施していきます。

- ・ ペットフード、飼料などの自由販売証明書の発行を通じて、高品質なペットフード等（特に錦鯉用や養殖魚用飼料）のアジア等への輸出環境を整備します。
- ・ 国際的に通用する食品安全マネジメント認証スキームの構築により、HACCP（※）の導入を支援し、そのために官民の準備委員会を立ち上げます。

（HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point）

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析（HA）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP）を継続的に記録、管理する工程管理システム。

## （２）「食文化・食産業」の海外展開

- ・ 日本食の海外展開の際に高い障壁となっている現地消費者の反応や食材調達の可否の検証を行うための実証事業（フードコート等への期間限定出店）を支援します。
- ・ 海外展開の潜在力・意欲が高い食品関連企業の海外展開について、事業検討段階から現地法人の立ち上げまで一貫した支援を行っていきます。
- ・ 途上国、新興国におけるフードバリューチェーンの構築のため、官民連携して官民協議会や二国間政策対話を活用するとともに、相手国における事業化調査等の支援を強化します（平成27年度には、ベトナム、ミャンマー等とのハイレベル会合を予定）。

## （３）新分野の開拓

- ・ 6次産業化の取り組みを支援するため、地域貢献の意識の高い中堅企業をターゲットとした農林漁業者とのマッチングや、農林漁業者と中堅企業を含む多様な事業者とのネットワーク構築を推進します。
- ・ 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）による出資等も活用し、中堅企業がパートナー企業として農林漁業者と連携し事業体を創成して行う6次産業化を支援します。
- ・ 「新しい介護食品（スマイルケア食）」の開発支援と市場開拓のため、食品事業者による郷土料理も取り込んだ地域の農水産物を使った介護食品の開発を推進するとともに、日本産の農水産物を使った介護食品を米国、EU、中東、アジアに輸出する取り組みを支援します。

## （４）人材の確保・育成

- ・ HACCP 導入促進のための人材育成として、食品企業を対象に、HACCP に関する研修、専門家派遣、フォローアップなどを行います。
- ・ 海外進出への関心を持つ中堅企業に対し、海外の諸制度やビジネス環境に関する知識・ノウハウを修得できる研修を実施します。
- ・ 日本の食文化・食産業の海外展開を促進するため、ASEAN の主要大学に設置する寄附講座を活用します。まずは、タイ、インドネシア、マレーシアで開講し、以降、他の ASEAN 諸国に拡大していきます。
- ・ 一定要件を満たした調理師養成施設の外国人留学生が日本国内で日本料理の調理業務に従事することが可能となるように入出国管理行政上の特例を活用し、本特例措置の更なる周知を図り、海外で日本料理を調理する人材の増加を後押しします。
- ・ 惣菜製造について、技能実習制度の対象職種としての追加に向けて取り組みます。

## 5. 横断的な取り組み

- (1) 平成 27 年度税制改正で法人事業税の外形標準課税が拡充されますが、資本金 1 億円以下の企業は引き続き対象外です。また、資本金 1 億円を超える中堅企業（付加価値額 40 億円以下）には、2 年間の軽減措置が講じられます。
 

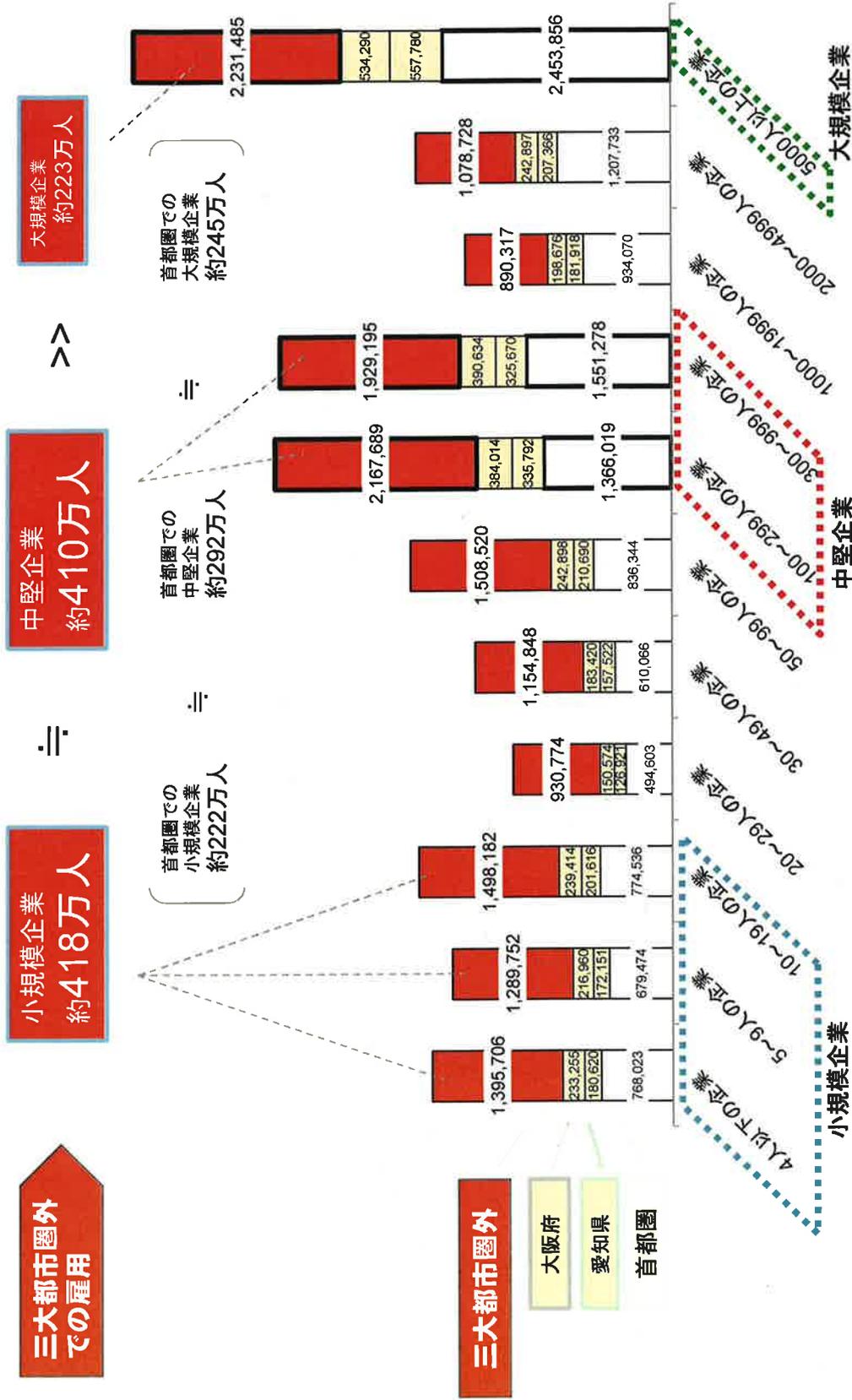
※ 具体的には、従来の税率で計算した場合より負担が重くなる場合、付加価値額 30 億円以下の法人は、負担が増加する額の 50% を控除します。付加価値額 30 億円超 40 億円未満の法人については、控除率が 50% ~ 0% でなだらかに変化します。なお付加価値額とは、企業の収益配分額（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）に単年度損益を加えたものです。
- (2) 地域における中堅・中小企業等の事業活動を支援するため、地域経済活性化支援機構において、地域の核となる企業の早期経営改善や、観光を軸とした地域活性化モデルの構築など、地域経済の活性化を支援するファンドの設立・資金供給を促進します。（内閣府、金融庁ほか）
- (3) 地方において、雇用の増大、地元コミュニティの振興などに著しい寄与をした中堅・中小企業に対して、国による顕彰において、特に配慮していきます。（各省庁、内閣府賞勲局）
- (4) 公務員及び独立行政法人（公益性をもつ公法人を含む）で有益な勤務経験を有する者を地方の中堅・中小企業につなぐ枠組みの立ち上げを検討します。（内閣官房ほか）
- (5) 中堅・中小企業施策を具体的に実施していくため、全国大のネットワー

クを持つ経済団体を含めて、各都道府県毎に産官学金労が連携する場を構築するよう促していきます。(まち・ひと・しごと創生本部、経済産業省ほか)

(以上)

# 中堅企業は雇用創出に大きな役割

○ 中堅企業は、常用従業員数で総体として大規模企業を超え、小規模企業にも匹敵。



平成24年度経済センサスから作成。(注意) 本図表の「小規模企業」は中小企業基本法第二条に定める「小規模企業」と完全には一致しない。

1) 民営かつ非一次産業の386万3530企業に属する512万5282事業所について集計。

2) 企業全体の常用従業員数で分類し、常用従業員数と、そのエリアごとの内訳を計算。(例: 本社が東京の会社でも、青森支店の従業員数は青森県に計上)

# 中小企業は地域経済の担い手

- 中堅企業の本社の8割弱は(東京以外の)地方圏に存在
  - ⇔ 大規模企業の本社の半分強は東京に存在
- 中堅企業の本社のほぼ半分は(3大都市圏以外の)地方圏に存在
  - ⇔ 大規模企業の本社の8割は3大都市圏に存在

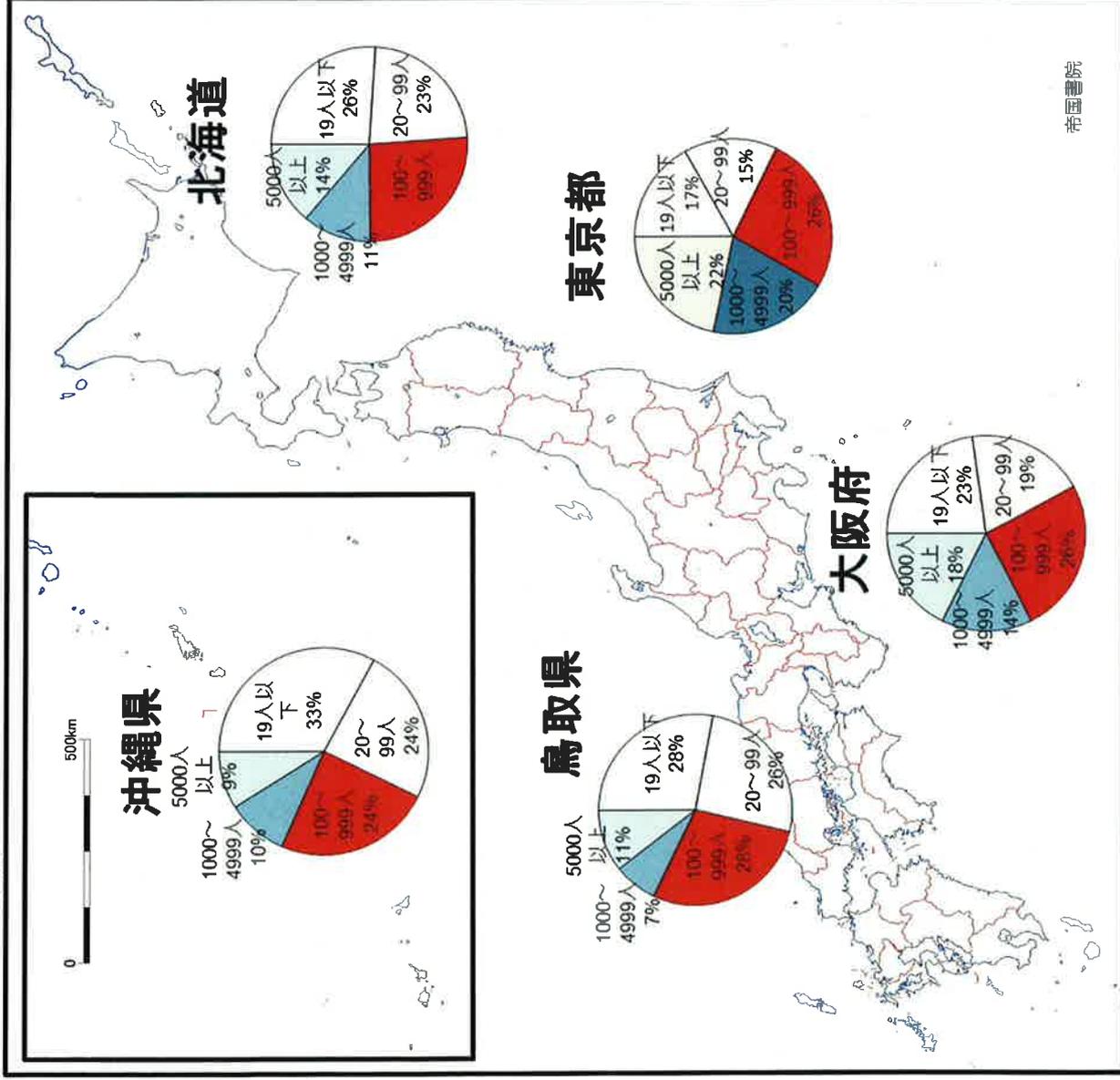
【中堅企業と巨大企業の本社の地域別分布】

	東京		東京以外		首都圏 (東京+神奈川+ 埼玉+千葉)		首都圏以外		3大都市圏 (首都圏+大阪+ 愛知)		3大都市圏以外	
	本社数	存在割合	本社数	存在割合	本社数	存在割合	本社数	存在割合	本社数	存在割合	本社数	存在割合
常用雇用者数が 100人以上1000人以下の 企業 【中堅企業】	8798	22.70%	30000	77.3% ①	13057	33.70%	25741	66.30%	19542	50.40%	19256	49.6% ②
常用雇用者数が 5000人以上の企業 【大規模企業】	285	54.3% ①	240	45.70%	329	62.70%	196	37.30%	420	80% ②	105	20.00%

資料：平成24年経済センサス

# 中堅・中小企業の各地での雇用者

各都道府県の企業雇用者が属する企業の規模



(企業雇用者総数に対する割合。企業に雇用されていない人は含まない)

# 各市場に上場する中堅企業の数

- 中堅企業約39,000社(従業員100～999人)のうち、1,983社(約5%)が上場。
- 東証一部、ジャスダック及び地方取引所の上場企業は、その多くが中堅企業。

	(上場総数)	中堅企業数	例
東証一部	(1,840)	864	日本セラミック(鳥取市、304人) 共和電業(調布市、472人) TASAKI(神戸市、630人) など
東証一部	(541)	400	はごろもフーズ(静岡市、606人) 昭和飛行機工業(昭島市、382人) 東邦アセチレン(多賀城市、106人) など
ジャスダック	(853)	569	シダックス(調布市、351人) ガンホー・オンライン・エンターテイメント(千代田区、315人) 秩父鉄道(熊谷市、290人) など
東証マザーズ	(193)	64	ミクシィ(渋谷区、272人) など
名証一部	(6)	5	中部日本放送(名古屋市中区、331人) など
名証一部・セントレックス	(79)	51	美濃窯業(瑞浪市、256人) など
福岡	(33)	22	スーパー大栄(北九州市、311人) など
札幌	(15)	8	日糧製パン(札幌市、688人) など
合計	(3,560)	1,983	

- 各市場に上場する会社で、直近の有価証券報告書における従業員数が100人～999人ものを集計(単独ベース)。
- 名証・福岡・札幌の上場数は、各市場単独上場の企業数。
- 上場企業総数は各市場の公式サイトによる。
- 従業員数は有価証券報告書記載の人数。通常は常用雇用者数で、臨時雇用者(パートタイマー、派遣社員等)は除く。
- 日本経済新聞デジタルメディア社「FinancialQUEST」から作成。平成26年10月21日現在。

# 地方の中堅・中小企業の発展に向けた施策体系

別紙2

◆ 地方の雇用創出に、重要な役割が期待される中堅企業に対して、人材確保・育成から、製品開発・生産、活躍舞台の国際化まで、政府全体として取り組む。

## インターンシップの充実

【経産省、文科省、厚労省他】

- ・学生インターン受入へのマッチング支援（大学等による地域インターンシップ推進）
- ・マサチューセッツ州との若者の相互派遣

## 研究機関等との促進

【経産省】

- ・コーディネーターによる公設試の仲介
- ・産総研の「橋渡し」機能強化
- ・NEDOによる共同研究支援

## 見本市への出展支援

【知財事務局、経産省他】

- ・ジャパンマークの統一
- ・ジェトロジャパンパビリオンへの出展支援（ブース確保、展示企画、物流確保、広報等）

## 人材確保・育成

### 教育機関における国際人材の養成

【文科省他】

- ・実践的な英語教育の必須科目化
- ・JETプログラムの拡充
- ・中堅企業と地元高校等との連携
- ・大学等での実践的な教育課程の開発

### 事業引継ぎ支援センターの強化

【中企庁】

### 雇用特会の活用

【厚労省他】

- ・中小企業向け助成金の支給対象を中堅企業にも一部拡充

### 外国人材の活用

【法務省他】

## 製品開発・生産

### 中小基盤機構ファンドの投資先拡大【中企庁】

- ・健康医療分野以外にも中堅企業に投資先を拡大

### ジェトロによる支援（見本市以外）

【経産省】

- ・対日直接投資促進（スペシャリストによる企業誘致）
- ・輸出相談専門家支援の中堅企業への拡充
- ・地域が一体となった海外展開支援体制の整備

### 農林水産・食品分野への支援

【農林水産省】

- ・農林水産物の輸出促進、「食文化・食産業」の海外展開
- ・6次産業化の推進、介護食品など新分野の開拓
- ・国内外の人材育成(HACCP導入促進、日本料理の普及等)

### 横断的な取り組み【関係府省】

- ・外形標準課税制における軽減措置
- ・地域経済活性化支援機構によるファンド設立、資金供給促進
- ・中堅・中小企業の顕彰
- ・公務員OB等の地方の中堅・中小企業への就職支援
- ・経済団体を含めた連携の場の構築

## 活躍舞台の国際化